

## 令和8年度山形県建設業等女性キャリアアップ支援・外国人材定着促進事業費補助金

### Q & A

#### 《項目》

- Q 1 補助金を使って取得しようとする資格・免許・検定等には制限がありますか。 . . . P 3
- Q 2 当社の本社は県外ですが、県内に受任者のいる支店があります。補助金の対象  
になりますか。 . . . P 3
- Q 3 補助金には「女性キャリアアップ支援事業」と「外国人材定着促進事業」の2  
つのメニューがありますが、2つのメニューをあわせて申請することは可能で  
すか。その場合の補助上限額はどれくらいになりますか。 . . . P 3
- Q 4 一人が複数の資格・免許・検定等について補助を受けることは可能ですか。 . . . P 3
- Q 5 国等からも補助を受ける予定のものや社員自身が支払いした経費は、補助金  
の対象となりますか。 . . . P 3
- Q 6 申請前に試験を受けたものや支払いした経費は、補助金の対象となりますか。 . . . P 4
- Q 7 補助を受けて資格や免許の試験を受けましたが、一部の社員は合格できませ  
んでした。不合格者分は補助金の対象から除外されますか。 . . . P 4
- Q 8 資格や免許の試験が令和9年5月にあります。その受験準備を半年前くらい  
から行いたいので補助金を活用したいのですが、補助金の対象となりますか。 . . . P 4
- Q 9 県外で行われる検定等を受けるため社員が宿泊しますが、その時の食事代(朝  
食、昼食、夕飯)は補助金の対象となりますか。 . . . P 4
- Q 10 出版元によって参考書の単価が違いますが、県の算定単価などはありますか。 . . . P 4  
また、講師に支払う謝礼の単価などもありますか。
- Q 11 外国人社員の受験費用を申請したいのですが、対象となる外国人材について . . . P 5  
は、例えば技能実習生に限られるなど、在留資格に制限はありますか。
- Q 12 あまり日本語が堪能ではない外国人社員の勉強を支援するため、通訳等と短  
期間契約したいのですが、補助金の対象となりますか。 . . . P 5
- Q 13 消費税・手数料は補助金の対象となりますか。 . . . P 5
- Q 14 令和7年度にこの補助金を利用しました。令和8年度も申請できますか。 . . . P 5

- Q15 事業開始日・事業完了日とはいつを指しますか。 . . . P 5
- Q16 申請書の提出はどのように行えばよいですか。 . . . P 5
- Q17 建設ディレクターは誰でも受講できますか。 . . . P 5
- Q18 「補助金算定上の経費上限額」を超えているのですが、申請できますか。（例  
【女性キャリアアップ支援事業】で合計額が 650,000 円だった、【外国人材定着  
促進事業】で【技術検定等の受検料・受講料、テキスト代】が 100,000 円かかっ  
た 等） . . . P 5
- Q19 「技術検定等の受検料、受講料、テキスト代」の「テキスト代」とはどのよう  
な経費が該当しますか。 . . . P 6
- Q20 受検前に個人で勉強する際の問題集等のテキスト代はどこに含まれますか。 . . . P 6

## 《Q & A》

**Q 1 補助金を使って取得しようとする資格・免許・検定等には制限がありますか。**

**A 1** 建設現場で働くために真に必要な資格・免許等であれば制限はありません。また、外国人実習生に義務付けられた技能検定も対象となります。想定される資格は以下のとおりです。

国土交通省「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001619998.pdf>

その他：技術士、技術士補、RCCM、測量士、測量士補、補償業務管理士、地質調査技士、道路橋点検士、コンクリート判断士、無人航空機操縦士、建築士 等

ただし、日本語の研修や普通自動車免許など、一般的な資格や免許は対象とはなりません。判断に迷う際は、県担当者まで問合せくださるようお願いいたします。

**Q 2 当社の本社は県外ですが、県内に受任者のいる支店があります。補助金の対象になりますか。**

**A 2** 申し訳ありませんが、県内に本社・本店がある県内企業だけが対象となります。

**Q 3 補助金には「女性キャリアアップ支援事業」と「外国人材定着促進事業」の2つのメニューがありますが、2つのメニューをあわせて申請することは可能ですか。その場合の補助上限額はどのようになりますか。**

**A 3** 可能です。その場合の補助上限額は、1社当たり40万円（女性キャリアアップ支援事業25万円＋外国人材定着促進事業15万円）となります。

ただし、補助率が1/2ですので、事業費総額が80万円未満の場合は、メニューごとに補助率1/2をかけて、千円未満の端数を切り捨てた後の合算額となります。

また、女性と外国人材の事業の両方について同時に申請する場合は、事業計画書（別記様式第1号）と収支予算書（別記様式第2号）はそれぞれの事業ごとに分けて記載してください。

**Q 4 一人が複数の資格・免許・検定等について補助を受けることは可能ですか。**

**A 4** 可能です。

ただし、要綱別表に記載のとおり、各メニューの補助対象経費区分ごとに1人あたりの補助金額の上限がありますので、ご注意ください。（例【メニュー：女性キャリアアップ支援事業】、【補助対象経費区分：技術検定等の受検料・受講料、テキスト代】の場合は、一人あたりの補助金額の上限は28,500円（対象経費としては、57,000円が上限）となります。）

**Q 5 国等からも補助を受ける予定のものや社員自身が支払いした経費は、補助金の対象となりますか。**

**A 5** 国等からも補助を受ける予定のものについても対象となりますが、その分を控除した（差し引いた）うえで補助金額を算出します。なお、前述のとおり県としては併用可能ですが、併用先（国等）にも、併用可能か必ずご確認ください。なお、山形県が実施する資格取得等に係る他の補助金の交付決定を受けている場合は、補助金の対象外となります。

申し訳ありませんが、会社が支払いした経費のみが対象となりますので、社員自身が支払い

した経費は対象外となります。ただし、社員自身が立て替えた（会社の代わりに一時的に支払いした）経費については、対象期間（A6のとおり）のものであれば、対象となります。立て替えた場合は、立て替え後に会社から社員へ支払ったことがわかる資料（収支差引簿等、支払証明書等）を提出していただきます。

**Q6 申請前に試験を受けたものや支払いした経費は、補助金の対象となりますか。**

**A6** 申し訳ありませんが、申請していただき交付の決定を受けたものが補助金の対象となりますので、交付決定前に試験を受けたものや支払いした経費は対象外となります。ただし、令和8年4月1日から令和8年4月10日の事業については、既に支払いをしている経費についても補助対象となります。

**Q7 補助を受けて資格や免許の試験を受けましたが、一部の社員は合格できませんでした。不合格者分は補助金の対象から除外されますか。**

**A7** 不合格であっても試験等を受ければ補助金の対象となります。試験等を受けない場合は、対象外となりますが、病気や災害対応など、やむをえない事情で試験等を受けられなかった方の分はそのことが証明できる書類（診断書や勤務を証明する書類など）を提出していただければ、審査の上、補助金の返還を求めない場合があります。

**Q8 資格や免許の試験が令和9年5月にあります。その受験準備を半年前くらいから行いたいの  
で補助金を活用したいのですが、補助金の対象となりますか。**

**A8** 令和9年3月末までに支出した経費は対象にすることが可能ですが、交通費など令和9年4月以降に支払う経費は補助対象経費になりません。また、翌年度の試験等の後に、合否報告書（別記様式第6号）を提出する必要があります。試験等を受けられなかった場合、受験準備等で交付した補助金については返還を求める場合があります。ただし、やむをえない事情で試験等を受けられなかった場合は、A7のとおりです。

**Q9 県外で行われる検定等を受けるため社員が宿泊しますが、その時の食事代（朝食、昼食、夕飯）は補助金の対象となりますか。**

**A9** 申し訳ありませんが、飲食代は補助対象外となります。また、講師を招いた社内研修会を開催した場合の、講師のお茶代や昼食代（夜間に研修会を開催する場合は夕食代（講習会後の講師との懇親会費用は対象外））は対象に含めることが可能ですが、参加した受講社員のお茶代等は補助対象外となります。

**Q10 出版元によって参考書の単価が違いますが、県の算定単価などはありますか。また、講師に支払う謝礼の単価などもありますか。**

**A10** 県では標準単価を用意していませんので、各社で購入した参考書の購入費や講師謝礼が補助金の対象額となります。

ただし、補助率は1/2で、残り半額は各社の負担となりますので、その点を踏まえて参考書等は選定いただきたいと思います。

**Q11** 外国人社員の受験費用を申請したいのですが、対象となる外国人材については、例えば技能実習生に限られるなど、在留資格に制限はありますか。

**A11** 対象となる外国人材の在留資格に制限はありません。

**Q12** あまり日本語が堪能ではない外国人社員の勉強を支援するため、通訳等と短期間契約したいのですが、補助金の対象となりますか。

**A12** 一般的な日本語教育のための講師費用等は補助金の対象外となりますので、社内研修会の講師等は、当該社員の母国語がある程度分かる講師を選定するなど会社側で工夫をしていただければと思います。

**Q13** 消費税・手数料は補助金の対象となりますか。

**A13** 申し訳ありませんが、消費税や各種手数料等は補助対象外となります。

**Q14** 令和7年度にこの補助金を利用しました。令和8年度も申請できますか。

**A14** 令和8年度も申請が可能です。

**Q15** 事業開始日・事業完了日とはいつを指しますか。

**A15** 事業開始日は経費の支払日（複数ある場合は最も早い支払日）、事業完了日は受検日もしくは経費の確定日のどちらか遅い日となります。交付決定日より前に支払いを行った場合は事前着手となり、補助対象外となります。事業完了後は試験の合否通知を待たずに、事業完了後30日以内に実績報告書を提出してください。

**Q16** 申請書の提出はどのように行えばよいですか。

**A16** 原則、電子データ（Excel ファイル形式）で以下メールアドレスまでご提出ください。  
【山形県県土整備部建設企画課】 [ykenki@pref.yamagata.jp](mailto:ykenki@pref.yamagata.jp)

**Q17** 建設ディレクターは誰でも受講できますか。

**A17** 建設ディレクターは、建設会社に勤めている方が受講対象となります。受講資格があるか等のお問い合わせは、一般社団法人建設ディレクター協会に確認してください。

**Q18** 「補助金算定上の経費上限額」を超えているのですが、申請できますか。（例【女性キャリアアップ支援事業】で合計額が650,000円だった、【外国人材定着促進事業】で【技術検定等の受検料・受講料、テキスト代】が100,000円かかった等）

**A18** 申請は可能です。実際にかかる経費の金額で申請ください。ただし、補助額は「補助金算定上の経費上限額」の1/2となりますのでご注意ください。

**Q19** 「技術検定等の受検料、受講料、テキスト代」の「テキスト代」とはどのような経費が該当しますか。

**A19** 受検・受講の際に使用するテキスト代のことを指します。個人で勉強する際の問題集等のテキスト代はA20のとおりです。

**Q20** 受検前に個人で勉強する際の問題集等のテキスト代はどこに含まれますか。

**A20** 女性であれば「技術検定等の準備講習会等の経費（講師謝金、参加料等）」、外国人材であれば「技術検定等、技能検定の準備講習会等の経費（講師謝金、参加料等）」に含まれます。市販の問題集等を購入して勉強する際のテキスト代経費は、こちらに含めて積算してください。